

## 平成27年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

### I 趣旨

「入札契約制度中期計画」に掲げる公正で透明な入札契約制度における、技術力・競争力の高い企業による競争の実現や、平成26年6月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「建設業法」の3法改正の状況も踏まえ、次のとおり制度改正を行う。

### II 改正内容等

#### 建設工事に係る改正

- 1 **施工体制台帳の作成・提出義務の拡大**【平成27年4月～】 (P 3)  
県発注工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大する。
- 2 **社会保険等未加入対策の実施**【平成27年4月～、平成28年4月～】 (P 5)  
建設業者の社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を実施する。
- 3 **暴力団排除の徹底について**【平成27年4月～】 (P 6)  
県発注工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を行う仕組みを整備する。
- 4 **建設工事(土木工事)に係る総合評価落札方式について**  
【平成27年4月～、平成27年6月～】(P 7)  
総合評価落札方式に係る資料の提出方法及び結果等の公表方法を変更し、入札手続きの更なる効率化・簡素化を図る。また、技術資料等の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、自社の具体的な評価内容を請求のあった業者に対し回答する仕組みを整備する。

#### 測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 5 **測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について**  
【平成27年4月～、平成27年6月～】(P 9)  
総合評価落札方式に係る資料の提出方法及び結果等の公表方法を変更し、入札手続きの更なる効率化・簡素化を図る。また、技術資料等の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、自社の具体的な評価内容を請求のあった業者に対し回答する仕組みを整備する。

## その他

- 6 **入札及び契約の過程に係る苦情等を中立・公正に処理する仕組みの整備** 【平成27年6月～】（P 1 1）  
県発注工事等に対する入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程に係る再苦情等を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する仕組みを整備する。
- 7 **入札参加資格の有効期間の取扱い** 【平成27年4月～5月】（P 1 2）  
格付け異動等のトラブルを防止し、入札執行の円滑化を図るため、平成25・26年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の有効期間を平成27年5月31日まで延長する。
- 8 **地域建設業経営強化融資制度の延長**（P 1 3）  
建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を1年間延長する。

# 1 施工体制台帳の作成・提出義務の拡大

## 1 趣旨

県発注工事の適正な施工体制を確保するため、施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大する。(下請金額による下限を撤廃)

## 2 内容

施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事には作成が義務付けられていなかったが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い全ての県発注工事について、施工体制台帳の作成・提出義務付けを行う。

	現行	改正後
内容	<p>①下請金額が一定以上の工事について施工体制台帳を作成し、発注者にその写しの提出を義務付ける。 対象：特定建設業者が元請となる下請契約額が合計 3,000 万円（建築一式工事 4,500 万円）以上の工事</p> <p>②施工体系図を作成し、発注者にその写しの提出を義務付ける。 対象：契約金額が 1 千万円以上の工事、下請金額の多少を問わない</p>	<p>①下請契約を締結した全ての工事について、施工体制台帳を作成し、発注者に遅滞なくその写しの提出を義務付ける。</p> <p>②下請契約を締結した全ての工事について、施工体系図を作成し、発注者に遅滞なくその写しの提出を義務付ける。</p>
対象	<p>特定建設業者 ① 全ての建設業者 ②</p>	<p>全ての建設業者</p>

### ○施工体制台帳の主な記載事項

#### ■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

#### ■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、施工体系図及び契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

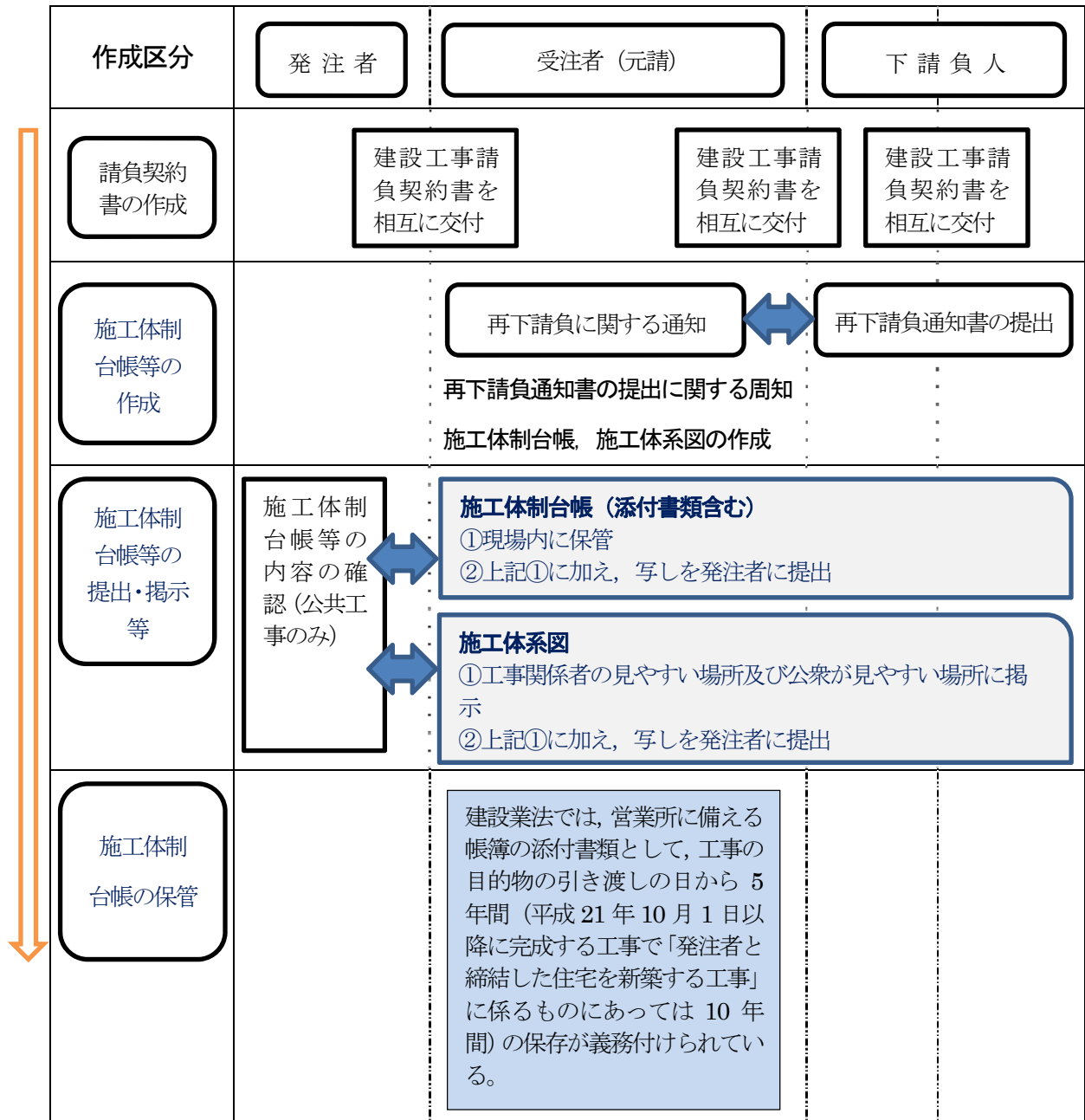
## 3 施行期日

平成27年4月1日以降に契約する工事から実施

(対象部局：全部局)

#### 4 イメージ図

(県発注工事の場合)



## 2 社会保険等未加入対策の実施

### 1 趣旨

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を実施する。

### 2 取組内容

#### (1) 建設業許可行政庁への通報

発注機関は受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含むすべての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

建設業許可行政庁は、未加入建設業者に社会保険等の加入に係る指導等を行う。

**実施時期：平成 27 年 4 月**

#### (2) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

県は受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、受注者に対して次の措置を行うこととし、1年間の周知期間を確保した上で実施する。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ア 制裁金を請求     | 当該下請との最終契約金額の 10%を請求する。        |
| イ 指名除外の措置    | 契約違反に該当し、1 か月（最大 1 年）の指名除外を行う。 |
| ウ 工事成績評定点の減点 | 指名除外措置に伴い、10 点（最大 20 点）の減点を行う。 |

**実施時期：平成 28 年 4 月**

### 3 施行期日

建設業許可行政庁への通報については、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約する工事から実施  
社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止については、平成 28 年 4 月 1 日以降  
に契約する工事から実施

(対象部局：全部局)

### 参考

平成 27・28 年度建設工事入札参加資格申請に社会保険等加入を要件 【平成 26 年 11 月実施】

平成 27・28 年度建設工事入札参加資格者名簿登載業者を社会保険等加入建設業者に限定する。

(名簿有効期間 平成 27 年 6 月から平成 29 年 5 月まで)

### 3 暴力団排除の徹底について

#### 1 趣旨

県発注工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を行う仕組みを整備する。

#### 2 取組内容

##### 建設業許可行政庁への通報

発注機関は受注者である建設業者の役員等が暴力団員等（※）であること等が判明した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

これにより、通知を受けた建設業許可行政庁は、暴力団員等である受注者に対して、建設業の許可の取消処分を行う。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

#### 3 施行期日

平成27年4月1日以降に判明した工事から実施

(対象部局：全部局)

#### 参考

##### (1) 指名除外措置 【平成15年1月から実施】

入札参加資格者が暴力的不法行為等を行った場合、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第11号の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、指名除外措置を行う。

##### (2) 契約解除 【平成15年4月から実施】

受注者が契約締結後、上記(1)により指名除外措置を受けた場合、発注者は建設工事執行規則第54条の3第1項の規定に基づき契約を解除することができるものとする。

##### (3) 損害金の徴収【平成15年4月から実施】

上記(2)により契約解除を行った場合、発注者は建設工事執行規則第54条の3第2項の規定に基づき受注者に対して、請負代金額の10分の1相当額を損害金として請求するものとする。

## 4 建設工事（土木工事）に係る総合評価落札方式について

### 1 趣旨

総合評価落札方式に係る資料の提出方法及び結果等の公表方法を変更し、入札手続きの更なる効率化・簡素化を図る。また、技術資料等の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、自社の具体的な評価内容を請求のあった業者に対し回答する仕組みを整備する。

### 2 技術資料の添付資料の簡素化・提出方法の変更

- (1) 技術資料等へのコリンズ登録内容確認書の添付は不要とする。
- (2) 事後審査型一般競争入札に係る資格要件確認資料と総合評価の技術資料について、添付資料が重複するものは省略可能とする。
- (3) 技術資料等の提出方法について、入札書提出時に工事費内訳書等とあわせて電子入札システムでの提出を可能とする。
- (4) 技術資料等を紙提出する場合、他の資料と同封して提出することを可能とする。

### 3 総合評価結果の公表方法の変更

「総合評価落札方式の落札者の決定資料」について、広島県調達情報の入札結果で公表する。

### 4 技術資料等の評価内容の説明

総合評価の技術資料等について、自社の評価内容の説明請求があった場合、発注者が回答する。（ただし、実績評価型と地域実績評価型で県が技術資料等を審査していない場合は回答しない。）

### 5 評価項目等の改正点

- (1) 地域貢献の実績  
評価項目等を次ページのとおり改正する。
- (2) その他

平成24年度より行っている優良建設工事の表彰制度において、特別表彰の\*対象となった者は、評価点をさらに1点加点することを開始する。

※特別表彰：4年連続優良建設業者の表彰の対象となった業者を表彰

### 6 施行期日

「3 総合評価結果の公表方法の変更」については、平成27年4月1日以降に落札決定する工事から実施

その他については、平成27年6月1日以降に公告する工事から実施

(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

平成 27 年度 総合評価落札方式の評価項目一覧 (H27.6~)

	地域実績評価型	実績評価型	技術評価 II 型	技術評価 I 型 (3 億円未満)	技術評価 I 型 (3 億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			<b>11.0~14.0</b>	<b>11.0~18.0</b>	<b>19.0~30.0</b>
① 実施方針			3.0	3.0	3.0
② 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
③ 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性 (選択)			◎3.0	◎3.0	◎3.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>8.0</b>	<b>10.0</b>	<b>10.0</b>	<b>10.0</b>	<b>10.0</b>
① 過去 15 年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去 4 年間の工事成績 3 件の平均点 (県等又は中国地整発注工事に限る)	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去 2 年間に当該業種で優良建設業者の表彰・ <b>特別表彰</b> に該当	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>9.0~10.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>	<b>8.0~9.0</b>
① 主任(監理)技術者の保有する資格	1.0				
② 主任(監理)技術者の保有する専門資格 (選択)	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
③ 過去 8 年間の工事成績 3 件の平均点 (過去 5 年間の工事成績の最高点※) ※「地域実績評価型」限定	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同種・同規模 (同一業種※) 工事の施工経験の有無 ※「地域実績評価型」限定	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
⑤ 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 継続教育 (CPD) の取組み	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任(監理)技術者が過去 2 年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (「地域実績評価型」では発注事務所管内での実績に限定)	<b>2.0~8.0</b>	<b>1.0~2.0</b>			
① 過去 1 年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去 5 年間のボランティア活動の実績の有無 (マイロード、ラブリバー制度認定)	2.0	1.0			
③ 過去 5 年間の除雪等業務委託の受注実績の有無【土木一式のみ】※計画への特別条列路線路線の発注業務も対象とする	◎2.0	—			
④ 過去 5 年間の災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0				
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
① 過去 1 年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合 計</b>	<b>23.0~30.0</b>	<b>20.0~22.0</b>	<b>30.0~34.0</b>	<b>30.0~38.0</b>	<b>38.0~50.0</b>
<b>配 点 (換算値)</b>	<b>30 点換算</b>	<b>30 点換算</b>	<b>40 点換算</b>	<b>40 点換算</b>	<b>50 点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあつたつては変更となる場合がある。

※配点欄 ( ) は(1)(2)、(3)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所



## 5 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

### 1 趣旨

総合評価落札方式に係る資料の提出方法及び結果等の公表方法を変更し、入札手続きの更なる効率化・簡素化を図る。また、技術資料等の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、自社の具体的な評価内容を請求のあった業者に対し回答する仕組みを整備する。

### 2 技術資料の添付資料の簡素化・提出方法の変更

技術資料等へのテクリス登録内容確認書の添付は不要とする。

また、技術資料等の提出方法について、入札書提出時に、業務費内訳書等とあわせて電子入札システムでの提出を可能とする。

### 3 総合評価結果の公表方法の変更

「総合評価落札方式 落札者の決定資料」について、広島県調達情報の入札結果で公表する。

### 4 技術資料等の評価内容の説明

総合評価の技術資料等について、自社の評価内容の説明請求があった場合、発注者が回答する。(ただし、県が技術資料等を審査していない場合は回答しない。)

### 5 評価項目等の主な改正点

評価項目等を次頁のとおり改正する。

### 6 施行期日

「3 総合評価結果の公表方法の変更」については、平成27年4月1日以降に落札決定する業務から実施

その他については、平成27年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：農林水産局，土木局，企業局)

平成27年度 総合評価落札方式の評価項目一覧 (H27.6~)

評 価 項 目	型 式		
	標準型	簡易型	特別 簡易型
(1) 企業の能力	8	8	6
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)	(4)	(2)
業務実施場所	(2)	(2)	(2)
業務実施及び照査体制	(2)	(2)	(2)
(2) 配置予定管理技術者の能力	<u>16</u>	<u>20</u>	23
管理技術者の保有する資格	(3)	(3)	(4)
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(2)	(3)
過去10年間の同種業務の実績	(4)	(6)	(6)
過去5年間の同種業務分野・部門の業務成績評定点	(4)	(6)	(6)
手持ち業務予定件数	(3)	(3)	(4)
(3) 配置予定担当技術者の能力	<u>6</u>	<u>6</u>	11
担当技術者の保有する資格	(2)	(2)	(4)
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(2)	(3)
手持ち業務予定件数	(2)	(2)	(4)
(4) 実施方針	30	16	
業務理解度	(30)	(16)	
技術評価点	60	50	40
価格評価点	40	40	40
評価値 (技術評価点+価格評価点)	100	90	80

下線部は変更箇所

## 6 入札及び契約の過程に係る苦情等を中立・公正に処理する仕組みの整備

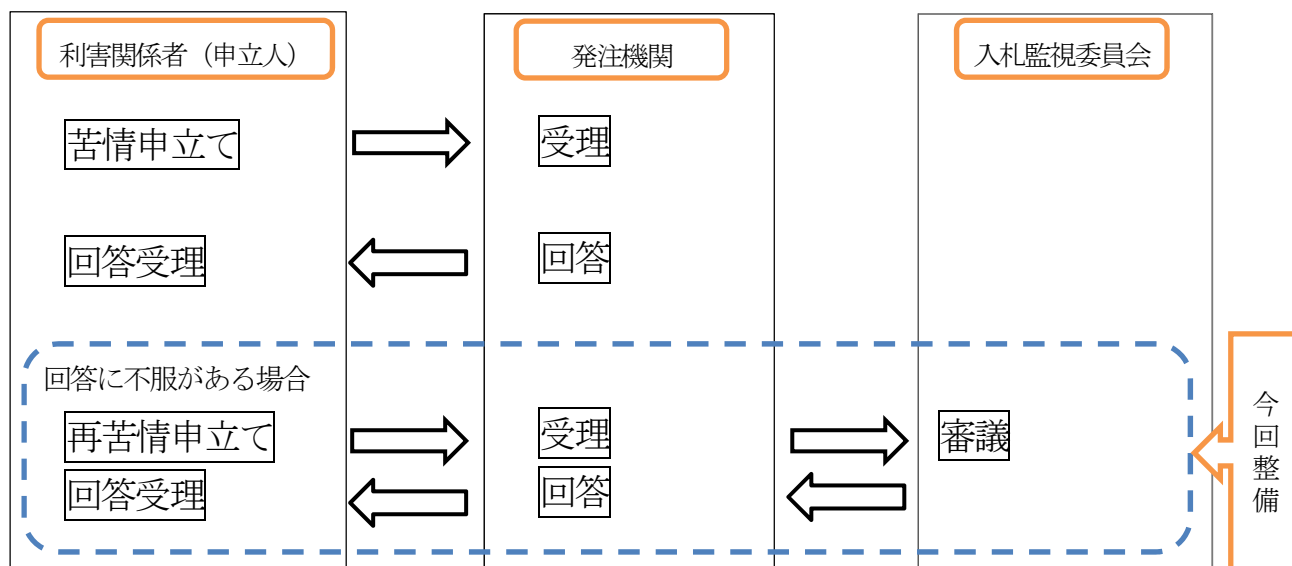
### 1 趣旨

県発注工事等に対する入札及び契約に係る透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程に係る再苦情等を広島県公共工事入札監視委員会（第三者機関）が審議する仕組みを整備する。

### 2 入札及び契約の過程に係る再苦情（再説明）の対象

建設工事（測量・建設コンサルタント等業務を含む。）に係る入札及び契約の過程に関する入札参加資格がないとされた理由などの苦情等の処理を発注機関で行った後に、これらの説明等に不服がある場合に再苦情（再説明）申立てを行ったもの。

### 3 手順フロー



### 4 施行期日

平成27年6月1日以降に指名又は公告する工事及び業務から実施

(対象部局：全部局)

## 7 入札参加資格の有効期間の取扱い

### 1 趣旨

格付け異動等のトラブルを防止し、入札執行の円滑化を図るため、平成25・26年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格の有効期間を平成27年5月31日まで延長する。

### 2 内容

- (1) 平成27・28年度入札参加資格の適用開始日を平成27年4月1日から平成27年6月1日に変更し、平成27年4月から5月の期間は、現行の平成25・26年度入札参加資格を適用する。
- (2) 平成27・28年度入札参加資格を申請した者のうち、平成25・26年度入札参加資格を有していない者については、平成27年4月から5月の期間について平成25・26年度入札参加資格の追加認定を行う。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
平成25・26年度入札参加資格			(1)有効期間延長				
			(2)追加認定				
平成27・28年度入札参加資格					(適用開始)		

### 3 適用期間

平成27年4月1日から平成27年5月31日までに指名又は公告する工事及び業務に適用

広島県告示第755号及び第756号（平成24年9月18日）（抜粋）

#### 6 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成27年3月31日まで有効とする。ただし、平成27年4月1日以降においても平成27年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成27年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

## 8 地域建設業経営強化融資制度の延長

### 1 趣旨

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を1年間延長する。

### 2 事業期間

変更前	変更後
平成27年3月31日まで	平成28年3月31日まで

### 3 制度概要

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者が地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、広島県から債権譲渡の承諾を得た上で、工事請負代金債権を担保に債権譲渡先又は金融機関から以下の融資を受けられる制度である。

出来高部分	一般財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
未完成部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資

### 4 対象となる建設業者

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の業者）

### 5 対象となる工事

広島県が発注した工事で、出来高が2分の1以上の工事。ただし、低入札による工事、複数年度に亘る工事で最終年度でない工事等を除く。

### 6 手続きの流れ

- (1) 広島県発注工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡する契約を債権譲渡先と締結。（ただし、広島県の承諾を停止条件とする。）
- (2) 建設業者及び債権譲渡先から広島県に対して債権譲渡の申請を行い、承諾を得る。
- (3) 建設業者は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡。
- (4) 債権譲渡先は、金融機関から資金を調達し、工事請負代金債権を担保に、一般財団法人建設業振興基金の保証により建設業者に工事の出来高の範囲内で融資。
- (5) 保証事業会社の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から建設業者に融資。
- (6) 債権譲渡先及び保証事業会社は、工事完成后、広島県から支払われた工事請負代金から、債権譲渡先の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を精算した上で、建設業者に残金を返還。

(対象部局：全部局)

# 平成 27・28 年度の建設工事入札参加資格の認定について

平成 27・28 年度の建設工事の入札参加資格を次のとおり認定した。

## 1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	9,801 者 (10,445 者)	7,411 者 (7,945 者)
	認定者実数	2,935 者 (3,090 者)	2,273 者 (2,418 者)
	認定業種	全 31 業種	

※ ( ) 内の数字は、平成 25・26 年度の当初資格認定時の業者数等である。

## 2 格付の認定方法

次により算定した総合数値が該当する格付基準により認定した。

### (1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、資格認定申請書に添付された経営事項審査の結果の当該業種の総合評点

ウ 主観数値は、次の事項について評価

- 工事成績数値～県が発注した建設工事の完成工事成績点（加点及び減点要素）  
配点：従前どおり
- 指名除外数値～指名除外及び下請制限した月数（減点要素）  
配点：従前どおり
- その他数値（加点要素）  
配点等：ISO14005 に係る評価を追加。その他の項目は従前どおり。

### (2) 格付基準

業種 格付等級	土木一式 工 事	建築一式 工 事	とび土工コン クリート工事	法面処理工事	ほ装工事	造園工事	電気工事	管工事
A	1,235 以上 (1,220 以上)	1,080 以上 (1,030 以上)	945 以上 (920 以上)	965 以上 (1,000 以上)	1,085 以上 (1,060 以上)	850 以上 (870 以上)	915 以上	915 以上
B	875 以上 (890 以上)	835 以上 (820 以上)	790 以上 (775 以上)	825 以上 (815 以上)	870 以上 (860 以上)	760 以上 (765 以上)	765 以上	770 以上 (765 以上)
C	660 以上 (640 以上)	660 以上 (645 以上)	700 以上 (670 以上)	660 以上 (655 以上)	700 以上 (675 以上)	675 以上 (650 以上)	660 以上 (650 以上)	665 以上 (650 以上)
D	660 未満 (640 未満)	660 未満 (645 未満)	700 未満 (670 未満)	660 未満 (655 未満)	700 未満 (675 未満)	675 未満 (650 未満)	660 未満 (650 未満)	665 未満 (650 未満)
業種 格付等級	鋼構造物 工 事	塗装工事	水道工事	しゅんせつ 工 事	機器設置 電気通信工事			
A	940 以上 (915 以上)	915 以上	915 以上	750 以上 (800 以上)	915 以上			
B	765 以上	765 以上	765 以上	640 以上 (650 以上)	650 以上			
C	680 以上 (650 以上)	670 以上 (650 以上)	675 以上 (650 以上)	640 未満 (650 未満)	650 未満			
D	680 未満 (650 未満)	670 未満 (650 未満)	675 未満 (650 未満)	(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満) ・( ) 内の数字は現行の格付数値を示す。				

## 3 有効期間

平成 27 年 6 月 1 日から、平成 29 年度以降の資格認定日まで。

## 平成27年度及び平成28年度に県が発注する建設工事に参加する者に必要な資格に係る主観的事項に係る点数の算出方法について

- 1 建設工事入札参加資格審査事務処理要領（平成5年10月1日制定）第4に規定する主観数値の算出は、2以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」（平成26年9月25日付広島県告示第615号。以下「告示」という。）の第一の2の主観的事項の範囲は次のとおりとする。
  - (1) 県が発注した建設工事の完成工事成績  
平成22年11月1日から平成26年10月31日までの間に、しゅん工検査に合格した県が発注した建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事のしゅん工検査の総評点（以下「工事成績点」という。）及びその件数。  
なお、特定建設共同企業体及び経常建設共同企業体が受注した工事については、当該工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額を算定に使用するものとする。
  - (2) 県の指名除外の状況  
平成24年12月1日以降、平成26年11月30日までの間に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2項第1号の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値（以下「指名除外月数」という。）ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。
  - (3) 県発注工事における下請負の制限の状況  
平成24年12月1日以降、平成26年11月30日までの間に、県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項の規定により下請制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値（以下「下請制限月数」という。）
  - (4) 県発注工事における契約制限の状況  
平成24年12月1日以降、平成26年11月30日までの間に、県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱（平成24年5月31日制定）第2項の規定により契約制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値（以下「契約制限月数」という。）
- 3 主観数値の算定方法は別紙に定める算式によるものとする。

1 主観数値 = 工事成績数値 (α) + 指名除外等数値 + その他数値

※ その他数値～建設業労働災害防止協会への加入、エコアクション21の認証又はISO14005の取得有無、土木施工CPDS学習単位数、建築CPD学習時間数、造園CPD学習単位数、障害者雇用の状況、次世代育成支援への貢献状況、地域防災活動への貢献状況、社会資本維持管理活動への貢献状況及び優良建設工事施工業者としての選定及び優良建設業者としての表彰

(αの算出方法)

αは下表の左欄のβの数値に応じて、下表右欄の定めにより算出した数値とする。

※ αの数値については、小数点数点第1位を四捨五入処理する。

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

(βの算出方法)

$$\beta = 0.08 \times (A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots + A_n \times B_n \times C_n) / \sqrt{D + E}$$

※ 計算過程における小数点第5位以下の端数は切り捨てる。

※ 計算に用いる各記号の定義は次のとおりとし、審査する工事の種類ごとに当該工事の種類が一致するデータを用いて算出する。

※  $(A_1 \times B_1 \times C_1 + A_2 \times B_2 \times C_2 \cdots + A_n \times B_n \times C_n)$  が0を超える場合にEを加える。

計算に用いる各記号の定義

A：各工事の最終契約金額を100万円で除した数値

B：各工事規模補正係数（最終契約金額5億円以上の場合は2.0とし、最終契約金額5億円未満の場合は1.0とする。）

C：各工事の工事成績点－65

D：工事総件数

E：100点（基本点）

βの数値	αの算出方法
200点以下の数値	βの数値と同値の数値
200点を超え300点以下の数値	上覧の数値に、200点を超える数値を2で除した数値を加えた数値
300点を超え400点以下の数値	200点と、200点を超え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値を加えた数値
400点を超え500点以下の数値	200点と、200点を超え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値と、400点を超え500点以下の数値を4で除した数値を加えた数値
500点を超える数値	200点と、200点を越え300点以下の数値を2で除した数値と、300点を超え400点以下の数値を3で除した数値と、400点を超え500点以下の数値を4で除した数値と、500点を超える数値を10で除した数値を加えた数値



(指名除外等数値)

指名除外等月数×－10

※「指名除外等月数」とは、指名除外月数、下請制限月数及び契約制限月数の合計値である。

(その他数値の配点)

建設業労働災害防止協会に加入している場合

5点

エコアクション21の認証又はISO14005を取得している場合

7点

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

5点

広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されていること

5点

広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体として認定を受けていること（情報収集活動を行う者に限る。）

5点

広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けていること

5点

土木施工CPDS学習単位数、建築CPD学習時間数又は造園CPD学習単位数へ企業毎に合計した学習単位数又は学習時間数を次の表に当てはめて配点する。

学習単位（時間）数	配点	適用業種		
		土木施工CPDS	建築CPD	造園CPD
180以上	20	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面処理工事、石工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事	【1・2級建築士及び木造建築士】 建築一式工事、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、内装仕上工事	造園工事
160以上180未満	18			
140以上160未満	16			
120以上140未満	14			
100以上120未満	12			
80以上100未満	10			
60以上80未満	8			
40以上60未満	6			
20以上40未満	4			
1以上20未満	2			

平成23年度に優良建設工事施工業者としての選定若しくは平成24年度、平成25年度又は平成26年度に優良建設業者としての表彰を受けた場合

各年度毎の選定又は表彰について10点

特定建設工事共同企業体取扱要綱別表第2（第7条関係）

改正前		改正後	
B格付業者に必要な総合数値		B格付業者に必要な総合数値	
業 種	総合数値	業 種	総合数値
土木一式工事	<u>1,061</u>	土木一式工事	<u>1,074</u>
建築一式工事	<u>896</u>	建築一式工事	<u>940</u>
とび・土工・コンクリート工事	<u>800</u>	とび・土工・コンクリート工事	<u>822</u>
法面処理工事	<u>870</u>	法面処理工事	<u>840</u>
ほ装工事	<u>922</u>	ほ装工事	<u>944</u>
造園工事	<u>757</u>	造園工事	<u>740</u>
電気工事, 管工事, 鋼構造物工事, 塗装工事, 水道施設工事	796	電気工事, 管工事, 塗装工事, 水道施設工事	796
しゅんせつ工事	<u>696</u>	鋼構造物工事	<u>818</u>
機械器具設置工事, 電気通信工事	796	しゅんせつ工事	<u>653</u>
		機械器具設置工事, 電気通信工事	796



# 平成27・28年度の測量・建設コンサルタント業者の入札参加資格の認定について

平成27・28年度の測量・建設コンサルタント業者の入札参加資格を次のとおり認定した。

## 1 資格認定数等

区 分		全 体 数	うち県内業者
認 定 数	資格数	延分野数	1,759 者 (1,813 者)
		延部門数	9,137 者 (9,453 者)
	認定者実数	769 者 (773 者)	366 者 (375 者)
業務分野		6 分野 46 部門 (全分野・全部門)	

※ ( ) 内の数字は、平成25・26年度当初認定時の業者数である。

業務分野は次のとおり。(分野毎の専門で細分化した46業務部門毎に資格を認定した。)

業務分野	業務部門	部門数
測量業務	測量一般, 航空測量, 地区の調整	3
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般, 意匠, 構造, 電気等	10
地質調査	地質調査	1
土木関係建設コンサルタント業務	道路, トンネル, 電気・電子等	21
補償関係建設コンサルタント業務	土地調査, 土地評価, 物件等	8
その他業務	不動産鑑定, 登記手続, その他	3

## 2 格付の認定方法

次により算出した業務分野毎(その他を除く)の総合数値が該当する格付基準により認定した。

### (1) 総合数値の算定

ア 総合数値＝客観数値＋主観数値により算出

イ 客観数値は、業務分野別実績高、自己資本額、営業年数、技術者数により算出

ウ 主観数値は、別紙の基準により算出

### (2) 格付基準

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	185 点以上	135 点以上	155 点以上	170 点以上 (160 点以上)	200 点以上
B	130 点以上 185 点未満	90 点以上 135 点未満	90 点以上 155 点未満	110 点以上 170 点未満 (160 点未満)	130 点以上 200 点未満
C	130 点未満	90 点未満	90 点未満	110 点未満	130 点未満

※ ( ) 内の数字は、現行の格付数値を示す。

## 3 有効期間

平成27年6月1日から、平成29年度以降の資格認定日まで。

## 測量・建設コンサルタント等業務に係る主観数値について

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査事務処理要領（平成11年4月1日制定）第4に規定する主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

主観数値 = 業務成績数値 + 指名除外等数値 + その他数値

### 【業務成績数値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{業務成績数値} = & (\text{全部の成績評定の平均点} - 60) \times 4 \times \frac{\text{全部の成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 A} \times 2} \\ & + (2 \text{千万円以上の業務成績の平均点} - 60) \times 2 \times \frac{2 \text{千万円以上の業務成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 B} \times 2} \end{aligned}$$

※1 分母の上限値を超える件数の場合は、当該上限値とする。

※2 Aについては土木関係建設以外の場合は4、測量の場合2とする。Bについては2とする。

※3 計算過程における小数点第2位以下の端数は切り捨て、算出された業務成績数値は小数点以下を四捨五入する。

(参考) 業務成績数値の計算結果 (カッコ内は平均値)

土木コン：0～122 (54)、測量：0～150 (61)、地質：0～121 (65)、補償：0～68 (42)

### 【指名除外等数値】

※ 「指名除外等月数」とは、指名除外月数、下請制限月数及び契約制限月数の合計値である。

指名除外等月数 × -4点

### 【その他数値】

- (1) 県内にある本支店・営業所が、ISO9001の認証を取得している場合 5点
- (2) 広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体として認定を受けている場合（情報収集活動を行う者に限る。） 5点
- (3) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている場合 5点
- (4) 建設系CPD学習単位数、測量CPD学習単位数又は建築CPD認定時間数について、企業ごとに合計した学習単位数又は認定時間数を次の表に当てはめて配点する。

分野	土木関係コンサルタント分野 地質調査分野	測量分野	建築コンサルタント分野
評価対象	建設系CPD協議会加盟団体が証明するCPD	測量系CPD協議会が証明するCPD	建築CPD運営会議が証明するCPD
配点	10	500以上	200以上
	8	300以上 500未満	100以上 200未満
	6	200以上 300未満	50以上 100未満
	4	100以上 200未満	20以上 50未満
	2	1以上 100未満	1以上 20未満

(参考) 分布

単位数	配点	土木関係
999～	10	20
900～998		0
800～899		2
700～799		2
600～699		1
500～599	8	
400～499	8	3
300～399	8	7
200～299	6	7
100～199	4	22
50～99	2	19
20～49		7
1～19		6

単位数	配点	測量分野	建築関係		
999～	10	1	1		
900～998		3	4	2	
800～899					
700～799					
600～699					
500～599					
400～499	2	1			
300～399					
200～299					
100～199	8	6	6	5	5
50～99	6	5	5	12	12
20～49	4	10	10	22	22
1～19	2	10	10	12	12